

平成 30 年 2 月 13 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成30年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年2月13日(火)午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員(8名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届出について

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 弘雄
臨時職員	磯崎 良一

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成30年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は8名で総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 宮崎委員、7番 安武委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の磯崎さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」について、事務局より報告をお願いします。

事務局長 議案の横版のページをお開き下さい。この案件については、議決事項ではございませんが、委員会のほうに報告することになっておりますので、報告1号として報告させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書ということで、相続による農地の取得ということで、届出が小国町農業委員会に出ております。権利を取得した者の氏名は以下に書いてあるとおりでございます。それから土地の所在についても以下のとおりでございます。それから土地の情報については、この様式上どうしても書けなかったということで裏面の2ページにもあります。簡単ですが以上で終わります。

議長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 次に、日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出」、事務局より報告をお願いします。

事務局 長 これも先ほどと同じように議決要件ではありませんが、報告として総会にかけさせていただきます。報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項の規定により下記の届出について受理したことをここに報告する。平成30年2月13日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号1と2でございます。一括して説明いたします。まず土地については宮原、1筆でございます。2,006㎡でございます。賃貸人、賃借人以下のとおりでございます。双方の話し合いによる合意解約でございます。資料としては別冊の薄い方の合意解約の届出書と裏に賃借人の印鑑証明が添付されております。同じく大字上田の1筆ですが、面積は畑でございます。15,692㎡、これについても別紙の資料の中で3ページ、合意解約と借り手の印鑑証明がついております。これについては、後ほどでてくる上田の案件の新しい利用権設定の関わるもので先に合意解約するという流れになります。一括の説明はこれで終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 次に、日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案集4ページになります。議案第1号農地法第3条の規定

による許可申請について。農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年2月13日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号1です。土地の所在は下城になります。畑の1筆です。面積が689㎡です。譲渡人、譲受人以下のとおりでございまして、双方の話し合いによる3条の無償移転でございます。資料については先ほど使った資料の5ページをお開き下さい。3条の農業委員会許可申請書の写しでございます。めくっていただいて6ページ、7ページが作付けの面積の情報と譲受人の農機具の情報、それから農作業の経歴等が記載されております。7ページの一番下のほうに平均距離が2km、平均移動時間が10分となっております。めくっていただいて8ページが世帯の情報でございます。あと権利取得後の面積は下限面積が小国町では3,000㎡ですが、9ページの一番上の50,225㎡が権利取得後の面積となっております。それから案件の土地の情報でございますが、登記簿の写しが11ページに付けてあります。現場の位置関係は地図が12ページ。それからこの部分は下城地区となりまして地籍が完了しておりますので、13ページの地籍図と14ページに確認書が付けてあります。15ページに航空写真のカラーで丸がいっぱい付いていると思います。これは地籍が完了したところについてはインターネットで前から報告させていただいていますが、丸が付くようになっていましてオレンジの場所のところ該当申請の農地でございます。このオレンジの丸のところをクリックすると日本中どこでも地番と面積がでるようになっていきます。該当地はそこになります。それから現場の状況がわかる資料としては16ページに写真を付けております。ちょうど先ほど空から見たときに家が写っておりました。家の裏側になるところが写真で言えば左のほうに写っている部分になります。以上で説明を終わります。

議 長 現地の報告を宮崎委員にお願いしたいと思います。

1 **番** 1月31日の日に穴井委員と村上局長と事務局の磯崎さんで現地立会いをしました。これはご主人が亡くなってから奥さんが一人になり熊本のほうにいるため、借主の人の田が斜め前で屋敷の裏でもあるし、荒らさないのが一番いい方法ではないだろうかということで現地確認しました。いちばんいい条件では

ないかと思いますので審議のほうを宜しく願います。

議 長 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。事務局の説明、それから現地の宮崎委員の説明について発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求め。平成30年2月13日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号2です。土地の所在は同じく下城になります。字も同じでございます。田が1筆で1,224㎡です。同じく権利の種別は3条による無償移転です。譲渡人は同じ方で譲受人が違う方になっております。双方の話し合いによるということで資料については別紙の17ページからになります。19ページが水稻と農機具、農作業に従事する方の経験年数、それから当該申請地までの平均距離500mということで済むということでございます。それからその方の世帯の構成は20ページに書いてあるとおりでございます。あと下限面積の条件ですけど、21ページに権利取得後5,877㎡ということでクリアできております。それから土地の情報ですが、23ページから登記簿謄本の写しが付けてあります。現場のほうは、ゼンリンの地図が折って付いていますが、これも地籍図がありますので、それを見ていただきたいと思えます。航空写真がありますけど、家の屋敷の裏の方が先ほどオレンジの印が付いてあった場所だ

ったんですけど、今度はこんもりとした山みたいなものが見えていますが、ここは神様が祀ってあるらしく森みたいになっています。その上手のほうにオレンジの色が付いてあるところが今回の場所でございます。写真で見ますと28ページになります。正面に杉林がみえているところが中に祀ってある場所なんですけど、その手前の農地が今回の案件になります。以上で終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 　　これも先ほどの件と一緒に同じ日に穴井委員と村上局長と事務局の磯崎さんと行きました。これもすぐ近くで田んぼも基盤整備をしてあり、電牧もきれいに張って本当にもったいない田んぼです。これを荒らしたら近隣の方に悪いなと思って、これも一番いい方法ではないかと思しますので審議のほうをよろしくをお願いします。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明それから現地確認の宮崎委員の説明に発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 　　引き受け手の譲受人は農業をしっかりとされており何の問題もないのですが、基盤整備をして無償で譲渡ということが今の世の中そうなっているのですか。特別親戚関係かなにかということなのか、個人的に不思議だなと思ひましてお尋ねしたいと思ひます。

事務局 長 　　おっしゃる通りで私もこれは有償が前提だと思ひたので、再度確認しましたが金銭のやりとりはありませんということだったので、その背景までは聞けませんでした。最初は場所も良いし、お金の単価が反当たりいくらですかということで記載して下さいだったので、その背景までは把握できておりません。確認はしております。

2 番 　　わかりました。

4 番 ここは前のと違って誰か作ったような感じですけど、去年は誰が作られたのでしょうか。

事務局長 荒れてはいないようですので、どなたか作っていただいております。

4 番 わかりました。

議長 この件について採決いたします。議案第 1 号番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 3 ですが、この案件は次の議案第 1 号番号 4 及び議案第 2 号の関連性がありますのでまとめて説明を行い一度に採決したいと思っておりますけどよろしいでしょうか。それでは議案第 1 号の番号 3、番号 4 及び議案第 2 号を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 少し長くなるかもしれませんが、説明させていただきます。議案集は 5 ページになります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定で下記の農地の申請があったので審議を求める。平成 30 年 2 月 13 日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号 3 です。これについては筆数が多いのですが、裏面までめくっていただいて全てで 21 筆になります。トータル面積は 277,965 m²で権利の種類は 3 条による賃貸借です。新しい新規の貸付ということで新規になります。それから詳細については後でまた説明しますが、一旦議案だけで説明させていただきます。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定により下記の申請があったので審議を求める。平成 30 年 2 月 13 日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号 4 でございます。これにつきましては、これも筆数が

多いのですが、めくっていただいて21筆の192,091㎡。のちに説明するソーラーパネルの地上権パネルが乗っかる部分の地上権の面積になります。それから続きまして議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条第1項の規定により下記の農地の申請があったので意見を求める。平成30年2月13日提出。小国町農業委員会会長 松岡克明でございます。番号1です。これにつきましては、ほとんど同じように筆が残っているのですが、実は19筆になっています。これはパネルの支柱が建つ部分の関係です。そして最後の議案の一番の裏面に合計面積が付けてますが、転用面積としては814.32㎡になります。それでは詳細について説明させていただきます。それでは分厚い方の資料をお願いします。全部説明するのは時間もありますので、できるだけポイントをつかんで説明したいと思います。62ページをお願いします。これが小国町の位置関係図を表したものでして、申請地は赤色の着色部分です。黄色で着色した場所が小国町役場から東に約7.3kmに位置する場所で、ご存じのとおり涌蓋山の右側にある裾野で標高が1,000m程度の草地、畑です。それから申請地の現場の状況でございますが、65ページ。申請地はここに草地改良等があった10ha以上のまとまった農地でございます。この図面でわかるようにパネルをどういう風にして置くかというのがこれでわかると思います。色でいいますとこのオレンジっぽい茶色い部分が椎茸を営農する場所になります。それから緑色に近いのが牧草の営農の場所になります。少しだけ土地の情報を説明しますと、この土地利用計画の内容では、広大な農地に頂上付近は比較的穏やかな平らな場所があつて、先ほども言いましたけど、標高1000mのところには位置しております。そのため日照が良く、まとまりのある営農型の発電施設としては適した場所になっております。パネルの数ですけども、これは先にあつた小国町の事例が一ヶ所ありますが、ほぼそれと同規模になります。42,570枚のパネルを敷きます。それから発電は10,000kwです。それからパネルの支柱の高さというのが国のほうで決められていまして営農ができる高さというのがあつて、それは設計から2.5mから3mの支柱の高さになっております。それからパネルの直下の面積、この被さった下の農地の面積自体は73,368㎡。73,368㎡の中で遮光率というのが太陽の光を遮る比率のことですけど、これが42%から58%の遮光率があ

ります。これについてはパネルの下で、むしろ日影を好む原木椎茸栽培と牧草のイタリアンライグラスの栽培の計画がござい
ます。地形的には山頂部の広大な原野と草地で、営農の周辺への支障はございません。それから転用の妨げとなる土地自体の
権利をするものについては債権がありますが、これについては同意書が入っております。あと営農計画についてはあとで詳細
で説明しますが、椎茸原木のほうは〇〇の〇〇営業所の所長の所見が入っております。牧草については地形が南小国町と
小国町の町の境も近いということで隣の町で営農している認定農業者の方の知見を有する者の所見が入っております。それか
ら他の法令の調整ということですが、森林法とか河川とか町づくり条例とかそれぞれございしますが、それについて今協議は
同時並行で行われております。また森林法については協議は終了しております。あと河川のほうも協議は終了しております。
町づくり条例は今、協議中でございます。それからあそこは公園法の国立公園の普通地域のエリアにも該当しますので、指定
希少植物の調査というのが任意でできたらやって下さいという環境省からあるんですけど、一応それも阿蘇の自然環境事務所に
提出は終わっております。今のが概要ですけど詳細を説明させていただきます。まず、1ページ目ですけど、これが農業委員
会に換出された3条の申請書です。貸人はここに書いてある方他11名です。借人はここに書いてある法人でござい
ます。権利設定は賃貸借契約の20年ということで、土地の情報については別紙別添がついております。めくっていただ
いて賃料もここに書いてあるとおりです。2ページがそれぞれの貸人の名簿でございします。これについては県のほう
にも確認しましたが権利の種類が一緒に借り手が一緒にあれば議案として一本にまとめていいという確認をとりました
ので、こういった表示の形になっております。それから今度は借りる側の法人の登記簿謄本の写しがつけてあり
ます。4ページ、5ページ。今日代表の方が控室で待ってもらっていますので、また集中審議をする場合も後で
休憩を挟んで意見交換をさせていただければと思っております。それから会社の定款が7ページ。これは通常借
りる場合は法人の場合は定款をつけなければならない決まりがありますのでいただいております。それから17
ページ。ここから同じ3条ですけども、先ほど議案で説明した部分、地上権の部分は土地の持ち主は貸人は一緒
ですけども、今度は借人が

発電事業者になりますので、ここに書いてあるとおりになります。地上権になります。1年プラスした21年になります。期間ですね。土地の情報については下に書いてある通りですが、先ほどの名前については同じでして、めくっていただいて農地法第5条の写しがつけてあります。この宛名が熊本県知事様と小国町農業委員会会長様ということで、最終的にはこの議案は私たち事務局が県の審議会に行って説明をして審議した結果、許可相当という方針ができれば、それをまた審議会が県知事に文書を提出して、正式には県知事が許可をするという流れになります。ここで5条の転用になりますが、先ほど言った面積は下のほうに書いてあるソーラーの建築物の支柱面積814.32㎡ということになります。それからめくっていただいて地権者のほうは先ほどと同じ書類がついてあるだけでございまして、あと土地の周辺に権利を有する者の同意書が23ページからついております。それから今回、権利を設定する発電事業所の登記簿が29ページ。それから会社の定款が31ページからになります。あと情報としては多いのですが、土地の登記簿の写しをそれぞれつけております。特に〇〇さんの抵当権が入っている部分等につきましては、登記簿謄本の裏側に45ページになりますけど、権利を妨げる抵当権が設定してる場合は、債権者の同意ということが必須になっていきますので、ここに異議なく同意しますということで、営農型発電についての〇〇の根抵当権の同意書がついております。権利があることについてだけそういう形で債権者の同意書をいただいております。それから折りたたんだカラーの地図がありますけども、63ページになります。これが全体の計画のエリアです。事業実施エリアが赤です。それから営農として関係するところが青いエリアです。めくっていただいて次のページが現況の図面です。それから先ほど説明しましたパネルを覆った場合の想定した計画がここにあります。65ページですけど、椎茸については実際椎茸が屋根のパネル部分の下部面積というのは、この左側に書いてある8.2476ha、㎡でいうと82,476㎡が椎茸の部分になります。下のほうに書いてあるパネルの直下面積というのがありますが、これは5.8012haです。作物ごとにパネルの直下面積がだしてあります。牧草のほうですけど、この図面の中で左側にパネルの張り方が市松張りという張り方になっていまして、発電業者としてはパネルを一枚ずつ抜くのは発電能力がそれだけ半分に減るから面

積がたくさんいるので、したくはないということが前提なんですけども、下に牧草を植えるので遮光率の関係でパネルを一枚ずつ抜くということで、この市松張りという形で牧草の場合はパネルを敷くという計画になっています。それから次のページがパネルの下の原木の配置ですね。こうやって原木を並べたということと作業通路はどうなっていますかということです。それから次のページが所有者ごとのパネルの柱が建っている部分の面積の内訳でございます。農地転用面積計算書ということで、これが814.32㎡が転用面積になっております。これが3,000㎡超すと県庁の農地法の案件とか変わってきますが、これは阿蘇の振興局の許可案件でございます。あと69ページ。これはたまたま開発する周りが牧野の所有者の土地ということでございまして、その牧野の代表の排水同意書がついております。それから70ページからが農業委員会の農地法には直接関係してませんけども、関連協議ということで参考にいただいておりますが、県の河川課との協議の資料です。専門的な部分が高いので内部資料を抜粋しております。めくっていただいて開発行為に係わる流出抑制の打合せということで、これまで県の河川課とどういった協議をしてきたかというのがここに書いてあります。流量を計算したもの、そしてその流域ごとの流量を計算した結果として調整池がどれだけ必要かというのがでてくるものです。それからそもそもの事業計画が75ページからになります。ポイントだけ説明させていただきます。まず、土地の選定理由の部分はここが一番太陽光発電が適切な場所と判断したためというのが選定理由でございますが、あとで比較検討表というのがありますので、そこで説明させていただきます。それから事業の目的及び必要性というのは、ここに書いてあるとおり農地を利用して太陽光発電をして地域の活性化を図りたいということでございます。それから計画の概要はここに書いてある部分が面積になります。先ほど言いました転用面積が814.32㎡です。それから雨水の部分のところに書いていますけど、調整池2基、外周及び敷地内に側溝等の雨水排水施設し河川へ放流するという計画でございます。それから造成中の被害防除対策としては沈砂池及び調整池を設置して、土砂の流出、たい積、破壊を防止するという計画でございます。それから資金のほうの計画ですけど、現在土地の買収費用すべて含めまして27億円ぐらいかかるそうです。その内、右側に資金がありますが金融機関か

らの裏付けが37億円、これは上限です。それから一番下にその他ということで工事等により問題が生じた場合には、早期に対応いたしますという確約文が入っております。それから次のページが営農計画書、77ページになります。これは営農者はこの法人の方で、転用者はこの発電事業者になります。下部の農地というのは、パネルの下の直下の面積の部分で、あとその直下だけではなくてその周辺までを全部ひっくると農地の面積が137,859㎡が必要です。それを営農計画としては、1年目、2年目、3年目として牧草と原木椎茸でそれぞれ15,356㎡と58,012㎡の農地を利用して営農しますということです。この15,356と58,012を足すと直下の73,368㎡の合計になります。それから次のページにこの営農する場合の農業機械の必要な部分ですけども、13ほど機械を用意する場合、その場合リースと自己所有とすでに持っているという情報がここに書いてあります。それから農業経験の有無ですけども、この代表の方は農業経験は原木椎茸を含めて10年と5ヶ月という経験年数です。それから他に労働従事者の一覧があります。あと営農への影響、農作物の生育に適した日照量の確保という欄がありますが、まず牧草についてです。本事業地は標高1,000mを越えるが、すでに野草がたくさん茂っている土地である。平地より収量が減少することが想定されるが、牧草栽培に支障はない。パネルを市松模様に抜くため、牧草栽培に必要な日射量は確保できる。それから次のページです。原木椎茸です。原木椎茸の栽培場所（ほだ場）は、適度な湿度があって、チラチラと日が当たり、雨に直接当たらないような場所が理想で、ソーラーパネルの下に防風ネットなどを利用して風の調整を行えば理想的なほだ場になると考えられるということでございます。それから先ほども支柱の高さを言いましたけど、最低2.5mか最高3.0mでございませう。あと農作業をするために必要な空間の確保ということで、農作業をするためにはトラクターとかユニック車がちゃんとパネルの下で動けるかどうかの設計上の確認ということで、これは県のほうが求めていますけどもこういった形になっています。それから営農型発電の下の農地で収穫する単位当たりの収穫量は牧草が400の乾燥、原木椎茸40の乾燥でございませう。あとめくっていただいて82ページからがまずは牧草の栽培の流れということでやっていただいて最終的には農事組合法人の阿蘇市の牧場に収めるという計画でございませう。それから次のペ

ージにしいたけの栽培ですけども、これは2つに越して3年目になると思いますけど、収穫した部分については計画では生椎は2割、乾燥が8割で、福岡が納品先です。それを表で詳しく作ったのが次のページ横に造成から準備からこま打ちから収穫までが1年目、2年目、3年目、4年目という行程表が82ページにつけてあります。それからこれは必須で県の方から条件をつけられているんですけども、知見を有する者の意見というのが必要でございます、それが86ページと87ページにあります。ひとつは〇〇の〇〇営業所の所長さんの所見とその所見を書いた方の履歴ですね。それからその会社の概要がついております。それから補足として、先ほど農地を借りる営業者の方の経歴書もここに付けております。91ページからですね。農業経営する今回の方については、法人ですけど認定農業者にはなっていて、2010年に椎茸部門では福岡の方で県知事賞を受賞しております。それから次のページが北九州の法人が、法人名が少し違いますけど、これは農業経営改善計画認定でこの法人の代表が登記簿で94、95ページにこの方の代表の名前が書いてあります。あと次のページに所見の牧草の部分は南小国町の認定農業者の方の意見書がついております。それからその方の認定農業者の認定書、そしてあと近隣の地元の野草の今の収穫の収量が次のページ、98ページ。それから資金計画を少し話しましたけども、まず100ページにその説明を載せております。これをめくっていただくと裏側に、これは個人の特定ではないので名前言いますけど、新韓BNPパリバ資産運用という世界規模の世界の企業で構成された資産運用会社です。具体的にどういった会社があるかという組織図というのが次のページの横版にあると思いますけど、〇〇グループとって、これは〇〇国で株主は〇〇銀行です。そして筆頭株主は〇〇銀行で〇〇です。あと各国にいろんなところがありますけどこういったグループで資産運用会社をつくっております。ここの会社が次の裏面のページに〇〇株式会社が証明したもので3,787,000,000円を資金融資しますよということで、これについては条件が付されております。下記ということで103ページの真ん中あたりに書いてありますように九州電力からの系統連携最終承諾書の受領、それから経産省のFIT価格の容量に対する申込完了、それから本事業に必要な農地転用許可、林地開発許可など投資家が満足できる水準の許認可に対する獲得が

確認できること、このもろもろな条件がクリアして初めてこの融資が届くという条件になっております。ここは上限額が37億までいいということです。次のページが今の見積りは27億円分です。先ほどの100ページに戻りますけど、まず小国太陽光発電条件として投資の確約書には、先ほど私が読み上げたような①から③の手続きが完了していることを〇〇株式会社が確認することということが条件でございます。上記の条件に3,787,000,000円の投資融資をすることを確約しますという内容の書類でございます。それから〇〇資産運用というのほどのような会社かということによってホームページを抜粋しておりますけど、総資産額が首位のメガバンクということでございます。そして資産運用会社であるというような会社でございます。馴染みがないかもしれませんがこういった形です。それから比較検討表というのがあります、これも県のほうから必須です。105ページになります。太陽光設置候補地を選ぶ場合には、いきなりあそこの場所しかないという候補地選定ではいけません。これも前の前例もありますけど、いくつかの候補地をあたった結果、もろもろの条件を調べた結果として最終的にここになったというのが比較検討表で提示しなければなりません。そうすることで候補地は5ありまして、総合評価がA、D、D、D、Dということで、この部分に至ったということでございます。すべての項目について詳細は説明を省かせていただきます。ただ具体的にここはあたった土地の番地まで明記されていますので、比較検討表ができております。それから次のページですけど、これは個別に土地の持ち主は地上権を設定する場合、契約書を交わします。その契約書は個別にその土地の持ち主ごとに契約書を交わす訳ですけども、文面は全員一緒ですので一人だけここに付けさせていただきます。ここに書いてある甲というのは土地の持ち主、乙が発電事業者です。地上権設定の目的が第1条に書いてあります。それから第2条で売電の開始日から21年間地上権設定しますということが書いてあります。それから権利設定の第3条のところですけど、本件地上権は、農地法に基づく一時農地転用許可が得られることを停止条件として設定されるものとするということで、得られなかったら停止するということです。それから㎡当たりの単価。そしてめぐっていただいて11条のところを見ていただきたいと思いますけど、初めての一時農地転用許可後3年に一度行われる再度の一時農

地転用許可が認められない場合には本契約は効力を失うものとするということで、これは土地の持ち主ごとに、この取り交わしを発電事業者が交わしております。それから12条本件土地の明け渡しということで、乙の責めに帰すべき事由又は前条に該当する事情により、本契約が途中で終了した場合、乙は自己の費用において原状回復を行い、本件土地を甲に明け渡すものとするということが書いてあります。それから111ページ、先ほど各法律上の手続きがどうなっているかというのを整理した一覧でございます。法令（条例を含む）により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況ですが、森林法の手続きの状況ですけれども農地の部分は農業委員会の許可ですが、周辺に森林があります。その部分を開発する場合には、開発許可がいります。それが平成29年10月29日に県の林務課が林地開発許可申請書を受領して、今年の3月、来月ですけど森林審議会を開催予定ということでございます。河川協議のほうは、平成29年11月13日河川協議終了しております。それから小国町の町づくり条例の協議状況ですけど、平成29年の11月20日町づくり条例協議書類を小国町政策課に提出、現在協議中です。それから少し相関性、今の関係性を相関図に整理したのが112ページです。資金提供のバックボーンが一番上です。事業主と書いてある部分です。発電をするためのSPCという表現をしますが、発電特定目的会社をつくります。それがここでいうSPC会社書類に出てくるところです。まず右側から説明しますが、地権者というのが今12名いらっしゃいますけど、この方たちは発電事業者に地上権の契約を先ほど契約書を説明しましたけど説明をして、今回所有権を移転して売るのはないので賃貸です。土地代を払ってもらうという形になります。それから今度土地の持ち主の一番右側の四角は左側の営農事業者に対して土地を貸します。これは3条の農業委員会の許可が必要であるということで賃貸借契約の案件が上がりました。総括としてはそういう形になります。それから営農型の発電事業でいちばんネックになる国の許可の裏付けですけれども113ページ。今、経産省の許可はほとんど取れていませんが、本案件については経産省の許可をまず〇〇というところが取っております。これは今回の会社とは違います。この〇〇が権利を譲渡して、右側にある会社に権利を譲っております。これは軽微変更の届出ということで届出を経産省に出してもらっ

てます。それが次のページです。設置者情報というところが変更があります。事業譲渡のためということです。それから九州電力とのつなぎ込みの系統の連系の部分です。これもなければ実施はできませんが、これも最初は〇〇が取っておりましたので、その資料がここについております。それを次のページの117ページに事業承継届出ということで、また九州電力に権利を〇〇が買い取りたいということで今回の案件が届出で出ております。その関係書類がご覧のとおりでございます。あとはパネルのカタログをつけておりますが最後の2枚ほどですね。やはり資本が外国の関係もありますので、かなりグローバルな感じの〇〇ソーラーということになっているみたいです。品質はとてもいいようなことがここに書いてありますけども、今一番の最先端はパネルの角度を自動で変えて、遮光率を変えられるというのがあるそうですが、まだそこまではなっていない仕様です。長くなりましたけど以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、現地の説明を1番の宮崎委員にお願いします。

1 番 　　この案件は昨年の前農業委員さんですね。現地立会いと役場で夜会合をしました。改めて2月7日に松岡会長と村上事務局長と事務局の磯崎さんと行きました。しかしちょうど雪が降っていて車が上らなかったため引き返してきました。役場の2階で業者と一緒に話し合いをしました。その結果、内容そのものは局長が話したとおりでございますが、私が一番懸念に持ったのは、やはり黒淵の件で工事中にも関わらず、泥水が流れてから近隣住民にかなりご迷惑をかけた件はいつておりましたので、その件をかなりつつこんだところ大きな貯水池を2ヶ所作るそうです。そしてその下に砂防ダムが2ヶ所あって、現地の方にはあまり迷惑がかからないかなと思っております。いずれにせよこの案件は、すぐにどうこうではありませんが、いろいろありますので、皆さんの意見を聞きながら進めて参りたいと思います。資料としては事務局のチェックが済んでおりますので、皆様方の審議等をよろしくお願いします。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、それから現地の確認、宮崎委員について発

言のある方は挙手をお願いします。

- 7 番 今、宮崎委員から説明があったかと思いますが、排水ですね。排水の件で、下流域で昔、上に大きな事業箇所があってそのおかげで現在の河川にエノハが居なくなったと下のほうでそういう部落があるわけです。それで私たちは反対したいという風に言っておりますが、そういうところは役場には上がってきてないですか。

事務局長 今回のこの件についての工事はまだ全然始まっていないし許可も下りていないですけど、反対の声は聞いておりませんが、実際この農業委員会のこの案件が上がる前に地元へ業者が説明会を開いたのですけど、その時に末端流域の方の中で、まだ農業委員会にもかかっていないような件を地元で説明しても順番が違うのではないかというような意見での心配も含めての意見があったのは事実、少数ですけどありました。それについては今後ですけども農業委員会とか町づくり条例とかその辺のところで、ちゃんとした手続きをしていきながら業者が説得していくのではと思いますが、具体的に言いますと、まず排水処理は私も専門ほどではないのでわかりませんが資料上確認して県の河川課に情報を入手した結果だけいいますと、協議終了の文書がついています。協議終了の文書はついていますけどその根拠となっているのは、少し言いましたけど昭和28年の小国町の大水害の水位とあと50年に1回の水位を計算した結果、耐える調整池を2基、長さ50mと長さ75mのプールよりも大きい調整池を2基、それから工事中の土砂が流れ出すことを防ぎます。県の河川課から指示を受けています。

- 7 番 前の度はですね。水ではなく工事の排水でエノハあたりが浮かんでしまって、そういうのが流れて魚が全滅したのではなからうかということ。

事務局長 何の工事ですか。

- 7 番 確かその下だと思うんですけど、もうしばらくはと思うんですけど。よそから来てボーリングか何かしたと思うんですけど。

事務局長 同じ流域ですか。

7 番 確か同じ流域だと思います。小さい川からエノハが居なくなつたと。

事務局長 その情報が無くてすみません。

7 番 そういう話を言われたもので。

事務局長 今、政策課のほうが小国町まちづくり条例の中で、それは〇〇の件です。たまたま工事中の期間と雨の多い時期が重なって泥水が流れて、それが住民の不安と苦情とあと一つの心配の部分は土砂災害とかまで現場に行ったら大きな開発行為に見えたものですから土砂災害までつながるといふ不安感の中で今その都度、地元の業者と開発業者と地元の人たちを挟んで前向きな話し合いをしていますけども、具体的にいうとそれぞれが責任を持つような協定書を作るために検討していくという情報ももらっています。それについてはできれば政策課のほうで窓口ですけども、今回小国町でこの件が上がったらこの件も合わせてそういった協定書を業者に結んでもらうような努力をしてもらえないかということで私どももその協定書ももらっています。その中にはかなり業者に対する縛りというか謳っています。それに印鑑を押してくるかどうかは私の方ではわかりません。

7 番 それともう一つ、社長さんが外国の方ですか。仮にこの会社が21年先だから私どもも農業委員をしているわけではないしわかりませんが、その前に倒産とかそういう形で居なくなった場合、パネルあたりの片づけなどはどうなるのですか。

事務局長 そのあたりの質問はですね。他の案件でも同じような質問がすでにいくつもあるのですが、基本的にはその会社が責任をもって撤去するというので、今の確認をする術は、まず撤去費用の見積りがあるかどうか、そしてそれがいくらなのか、そしてそれをどこが責任をもって撤去するかというのを書面で確認をするというのは条件になってきます。ただ会社自体がと頓挫してですね。その部分についての対応というのは今のところ私が明確な答えは出せません。ただ多分保険かなにか大手の企

業の場合は入っていると思うのですがそれは確認します。

7 番 年間に幾らずつか片づけ料ということで、積立っていただく
と間違いないでしょうけど。それは〇〇の件にしても同じでし
ょうけど。

1 番 酪農家からの要望書がでたその絡みというのはどのように考
えているのでしょうか。

事務局長 前回の総会で継続審議というか、今日は議題にはしていません
が、農業委員会として継続して議論していきましょうという
案件の中に酪農家の方が牧草を165haの農地があれば今後も
規模拡大なり将来像が描けるので、できれば農業委員会に斡旋
をお願いしてもらいたいという文書がきていました。これにつ
いては、実は小国町で田んぼレベルでそれを世話する規模はな
いので、やはり草地規模だろうと思います。それについてはあ
とで控えてもらっている営農者の方にそれを最近の話ですけど、
実はこういう文書が農業委員会に出ると、お宅は牧草はよそに
収めるようになっているけれども、これについて例えば地元の
酪農家が牧草を要求している場合の取引の可能性はどうか、
地域貢献にもなりますよという話はさせていただいています。
最終的にはたぶん値段の問題ということになると思いますが、
その分はつないではおります。絶対そこだけと取引きするとい
うことではないようです。

6 番 78ページを詳しく説明してもらえませんか。農作業に従事
する者の農作業の経験というところです。

事務局長 まず、勿論これはうちが作るものではなく申請者が書いてき
たものですけど、まずここに書いてある筆頭の一番上の方はで
すね。先ほど口頭で説明しましたけど認定農業者の認定を受け
ている方で、これまでこういう農業経験がありますよというこ
との話とそれを裏付ける資料は別途ついております。先ほど福
岡で県知事賞を取ったという方がこの方です。

6 番 なぜこれを聞いたかという裏付けがあります。元々ここに
いた人、それに関連している人。これは多分名前は変わってい

るけど。最初は〇〇さんに話を持っていったが受けなかった。だからこの人の名前になっているけど、私が思うにはこれ自体が問題がある。

事務局長 それは具体的に全員をさしているのですか。

6 番 いいえ、地元の方です。名前は言われませんが、知っていてももらわないといけませんいろいろあるんです。資金とかのことで後々問題があるかと。

4 番 105ページの資料で比較検討表のところで、地元の場所がいくつかあるうち夏に調査に行った所とかも入っているのが気になりました。比較しただけですのでこの案件には関係ありませんけど、地元の調査に行った田んぼとかが入っているような感じがしたものでそこが気になりました。

事務局長 ここは候補地を選ぶにあたって、土地を探したリストの検討が一覧にされたものです。

4 番 こちらの利用状況調査と関係があるのかと思ひまして。

事務局長 たぶんそれはあり得ると思います。なぜかという地権者の同意が得られるかどうかで場所を探しますのでその関連はあると思います。客観的にみても。（土地の有効利用という意味）

4 番 わかりました。

1 番 許可の条件は基本的には何ですか。

事務局長 営農型の許可の条件はいっぱいありますけど、これは今さらに申し訳ないですけど、まず営農型というのはパネルの下でちゃんと農業をやらないといけないというのがまず一つの条件、二つ目はその農作物の収穫状況を年に一回、必ず国まで報告しなければならないというのが二つ目、三つ目は永久転用ではございませんので、3年に一回農業委員会で審議して転用の許可を県知事が出す。基本この3つですね。もう少し許可を一つ一つ出すための要件としては、例えばパネルの下の草刈りとかし

て保全管理ではだめですよというのはあります。中山間とか保全管理では認められています。パネルの下では保全管理はだめです。ちゃんと営農しないといけないということです。あとはトラクターがちゃんと動くような空間を設計上設けているかとか先ほど設計の中で言いましたけど動くとか。あと資金の裏付け、そういったところです。

1 番 草を取る時、現地確認に行った時、かなり傾斜が厳しいと思いますがそこもビバーとかで切るのですか。

事務局長 そこは専門のローラーのような機械の名前はわかりませんが、カタログはついています。

1 番 傾斜が厳しいところは取れないのでは。

事務局長 大型草刈り専用の機械を導入することは話を聞いています。

6 番 私がたまたまこの場所の奥に昨年茸木を分けてもらったので切りに行ったのですが、予定地は場所が良いです。平らが多くて。その草を刈ってる人が酪農家さんではなくて和牛農家の人がものすごい面積を刈っているんです。その借地の中にこの予定地は入っているみたいなんですね。その話ができていいのかと思って。

議長 和牛農家さんと。

6 番 はい。今、借地ですけど草を刈る人がですね。平らのいいところしか機械が入って行かないし。78ページの機械ですね。面積の割には子供だましの機械ではないだろうかという気がしてですね。これでは牧草は取れないと思いますけど。

事務局長 せっかく今日呼んでいますので営農者に率直に確認してもらっていいかと思います。それから上の段の部分の牧草を刈っていた情報は、先ほど職務代理人から報告があったとおりの農業委員会の時に現場に行った時にきれいに草を刈っている人がいて、その人の情報は私も把握しています。ただそれが農業委員会に正式の貸し借りとして上がったわけではなくて、そうい

うやり取りをお互いでしているみたいなんです。だからその部分も今回確認は取れるんじゃないかなと思います。

6 番 たまたまこの〇〇さんのところの草地だけがまだ私が11月の終わり頃、茸木出しに行った時に草も切らないままそのままの状態でした。その後、切ったかはわかりませんが。

2 番 営農型の許可をしてきたのは〇〇牧場もしてきたんですよね。それは結局、営農型の条件で〇〇ではだめですよということですよ。それでそれを守れなかったらどうなるんですか。

事務局長 撤去ですね。

2 番 撤去。それは強く農業委員会で撤去ができるのですか。

事務局長 県知事の許可で。

2 番 県知事で。

事務局長 その為に収量の報告が国までいっているわけです。全国的にはかなりそこは大きな問題になると思います。

2 番 撤去がきちんとできれば許可しても構わないですけど。

事務局長 契約書に先ほど読み上げた中には入ってありましたけど。

2 番 案外、弁護士さんが入ってやることになるのでは…。

1 番 いちばん困るのは破産してあとの撤去が困るのだが。

6 番 パネルのリサイクルとかもまだ決まっていない状況では。

事務局長 確かに。

4 番 22ページの開発区域周辺居住者等の同意書には、何も条件は入っていないのですが何も条件は出さずに同意しているというわけですか。

事務局 長

これは事業そのものにただ同意しているだけなので具体的なものはご指摘のとおりですね。わからないですね。今ですね、うちのほうで政策課の協定書の話をしましたけど、あれは法律上の義務ではないけど政策課としては環境を守るためにも協定書を企業と作ろうという努力をしています。その手前の部分でうちのほうに誓約書がでてきています。実際の書類はこれだけあるんですけど、皆さんに説明するのは余りにもあるので必要などころだけ抜粋しているんですけど。今、佐藤委員からのご指摘の事業に対する何かあった時のフォローをどうするかという部分は添付が漏れていますけど、なぜ漏れているかというところ印鑑がちゃんと整理できていなかったの、今指示しているところでございます。県知事宛てと農業委員会宛てにその会社が申請が始まってから最終的に稼働するまで何か現場でトラブルがあった場合、その部分について自分たちの責任において会社で費用をだして、尚且つ撤去はしますよという形の宣誓書がついてくる。ただ、その文面がご指摘のとおりまだ不十分なので、今指導をしている最中でございます。それが間に合わなかったの、入れなかったのですが、ご指摘の部分はそういう風に会社に指導しております。ただこれは法的な農地法の転用の許可の必須要件と任意の要件というのがあるんですけど、これをつけないとだめだという許可要件ではありません。ただし、求めれば企業はそれに対応するということです。

2 番

こっちで農地から外すという行為はできないんですよ。

事務局 長

はい。農振地ですから。過去に公共事業の場所とか入れてあるもので。

2 番

大きい所は外した方がいいと思いますけど。後々、農業委員会などの責任とかなくなるだろうと思いますけど。

事務局 長

最初の〇〇の案件の時の前ぐらいが、石松委員が言われたようなことがかなりあって県庁と農政局とうちの方で農振担当と一緒に、いろいろ調べたのですが、やはり過去の公共事業の実績とかいつでも農地に戻せる状況とか農地が10haある第1種農地の位置づけからいくとそう簡単には外せないという

ことが確認されました。

議 長 農振地とかそこら辺の問題ですね。私もなった時に早かれ言ったのですが、町全体を早くから見直すといいなと。ただ皆さんが細かく現地調査をしていかないといけないからですね。そうなったら農業委員さんの出ごとも多くなるし、事務局の事務量も多くなると思うんです。ただ措置が間に合わないで進んでいるもので、皆さんで慎重な審議をしないと仕方ないかなと思います。

1 番 売電価格は幾らぐらいですか。

事務局 長 42円です。

7 番 よその地区でまだ珍しいんですけど、今年の4月ぐらいから自然保護の為、このガラスの面積の制限が行われる地区もあるんですけど小国町とか熊本県ではそういうガラス面積の制限とかは考えられないのでしょうか。

事務局 長 その動きがもしあるとするならば、別のセクションからの動きかもしれません。今ところまだうちのほうに例えば県の方からこういう文書とか営農型の説明とかそういうのはないですね。

7 番 わかりました。

4 番 ○○ですが、今度が初めてですか。

事務局 長 いいえ。

4 番 よそでもされているわけですね。

事務局 長 営農型はないみたいです。発電のソーラー自体はかなり実績があるみたいです。その辺もぜひ後で聞いてみて下さい。

1 番 採草地にかかる分の面積はだいたいどのくらいですか。

事務局長 パネルの下だけが5町。

1 番 機械が入りますね。なぜ5町も簡単に貸したかということになったときは。

議 長 営農型分ですね

事務局長 パネルの下だけが55,383㎡。どちらかというとなら6haに近いですね。

2 番 これは借地料は1万円、地上権が6万円合わせて7万円ということですか。

事務局長 払う人が違うということですね。

議 長 それでは今までの審議に対して議案1号番号3番号4及び議案第2号について3つとります。賛成又は反対それから3つ目が継続審議、その3つを挙手をお願いしたいと思います。1、2、3でとりたいと思います。1番賛成の方は挙手をお願いします。それでは2番反対の方は挙手をお願いします。それでは3番継続審議の方は挙手をお願いします。全員継続審議ということで継続審議といたします。ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第2回総会を閉会致します。

平成30年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

7 番